

鴻巣市YouTube運用方針

平成30年 3月 1日

1 総則

この運用方針は、市政情報やイベント情報等を紹介する動画について、YouTubeを活用して積極的に市内外に情報を発信するために必要な事項を定める。

2 目的

YouTubeを情報提供媒体として活用することで、市に関する情報発信手段を拡充し、市民をはじめ広く多くの方が市政情報に触れる機会を増やす。

3 発信主体及び管理者

発信主体及び管理は秘書課とし、管理者は秘書課長とする。また、運用は管理者が指定する職員とする。

4 アカウント名

アカウント名は「Konosu_city 鴻巣市チャンネル」とする。

5 「成りすまし」の防止

- (1) 市ホームページ上にアカウント名を表示する。
- (2) YouTube概要欄に市ホームページのリンクを貼り、相互性を持たせる。

6 運用方法

- (1) 各動画に対する利用者のコメントに対しては、原則返信は行わない。また、「7 禁止事項」に該当するコメントが見受けられた場合は、削除する可能性がある。
- (2) この運用方針の実施について必要な事項は管理者が別に定める。

7 禁止事項

- (1) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (2) 本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏洩する等プライバシーを侵害するもの

るもの

- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (4) 虚偽や事実と異なるもの及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (5) 法律、法令等に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 犯罪を助長、誘発するおそれがあると認められるもの
- (8) 政治、宗教活動に関するもの
- (9) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (10) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (11) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (12) 「YouTube 利用規約」に反するもの
- (13) 有害なプログラム等
- (14) 上記の他、市が不適切と判断したもの

8 知的財産権

発信した情報に関する知的財産権は、市又はそのコンテンツ提供者に帰属する。「私的使用のための複製」や「引用」などの著作権法上認められた場合を除き、無断で転用・引用することはできないものとする。

9 免責事項

- (1) 発信内容及び情報については細心の注意を払うこととするが、正確性、完全性、有効性を保証するものではないものとする。
- (2) 配信した情報等を利用し、利用者及び第三者に生じた直接・間接的な損失について、市は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 当ページの内容については予告なく変更、削除する場合がある。
- (4) YouTubeの利用方法等、技術的な質問等については、市は一切答えないものとする。
- (5) 上記の他、ページ上で起きた事柄に起因する損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

10 施行日

この運用方針は、平成30年 3月 1日から施行する。